LEDバルーン投光器購入に係る入札の実施について

大阪市天王寺区社会福祉協議会

大阪市天王寺区社会福祉協議会にて使用する標記備品購入業者選定のため一般競争入札を行いますので、次の要領でご参加ください。

記

1 品名・数量 LEDバルーン投光器 2セット ※投光機はランプ・三脚・収納ケースで構成されていること

2 仕 様

	推 ch 。 扫 物
	構成・規格
	・LED 光源
ランプ	・転倒時や衝撃から LED を保護するためのカバーが取り付けられている
	・光調整が3段階以上可能(100W~300W程度)
	・電源周波数は 50・60Hz 両方使用可能
電源	・一般用家庭電源(100V)で使用可能
	・車両のシガーソケットから給電可能
	・発電機、コードリール、蓄電池からの給電を考慮し、入力電圧が 80V まで降
	下しても使用可能
バルーン	・難燃性のある布を使用
	・バルーン表面に着脱可能な文字シートが貼付けできる
	(例) 天王寺区災害ボランティアセンター、天王寺区社会福祉協議会等
	・手動操作ワンタッチ式
マスト	・任意の高さでの調整可能
	・指の巻き込み防止等の安全が考慮されていること (エアブレーキ等)
保 管	・収納ケース付属 (ソフトケース可)
	・季節を問わず野外での使用が可能(使用可能温度範囲 -10℃~40℃)
その他	・防塵防水の性能を有する
	・静音モード等騒音値の調整が可能

※上記表に記載の、シガーソケット給電付属品(一式)、収納ケース、文字シート(2枚作製)について見積もりに含むこと。

3 納入場所

大阪市天王寺区社会福祉協議会 大阪市天王寺区六万体町5-26

4 入札参加資格

- (1) 大阪市暴力団排除措置要綱第3条に定める入札等排除措置を受けていないこと 及び要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しない者
- (2) 国及びその機関並びに大阪府、大阪市、本会において入札停止処分を受けて 2 年間を経過するもの(参考)大阪市契約規則、大阪市暴力団等排除措置要綱

5 入札参加

入札に参加を希望する場合は、別紙「入札参加申出書」を令和7年1月6日(月)午後5時までに、本会あて郵送または持参すること

6 入札の無効

- (1) 入札書に記載すべき事項を欠き、または入札書の文字が判読できないとき
- (2) 入札書に記名押印がないとき
- (3) 入札金額を改ざんし、または訂正したとき
- (4) 入札に参加資格がないものが入札したとき
- (5) その他、入札に関する条件に違反したとき

7 落札者の決定

- (1) 仕様書の要件を満たしたうえで、内容を査定し入札金額が最も低い業者を落札業者とする
- (2) 落札者となりうる業者が2社以上ある場合は、くじ引きで落札業者を決定する
- (3) 落札者となるべき者が、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある と認められるとき、またはその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱す こととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、他の者のうち 価格が最も低い業者を落札者とすることがある

8 提出物

(1) 見積書(各社様式で結構です)

※各物品の単価及び配送、設置等に係る必要経費を記載のこと ※総合計(消費税込)を記載のこと

(2) カタログ

9 提出期限

令和7年1月14日(火)正午

10 提出方法 郵送または持参 (郵送の場合は期日までに必着のこと)

- 11 入札日時・場所 令和7年1月14日(火)午後1時 大阪市天王寺区社会福祉協議会 4階会議室
- 12 納 期 業者決定後1カ月以内
- 13 担 当

大阪市天王寺区社会福祉協議会(担当:上野、坂根)

所在地:大阪市天王寺区六万体町5-26

電 話:06-6774-3377

特 記 仕 様 書

- 1. 暴力団等の排除について
 - (1) 乙及び丙が、この契約の履行期間中に大阪市暴力団等排除措置要綱(以下「要綱」という。)に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約を解除することがある。
 - (2) 乙及び丙は、入札等除外措置を受けている者又は要綱別表各号の措置要件に該当する者(以下「入札等除外措置を受けている者等」という。)に、この契約の全部又は一部について下請負(二次以降の下請負を含む。以下同じ。)をさせ、若しくは受託(二次以降の受託を含む。以下同じ。)させてはならない。また、入札等除外措置を受けている者等を保証人としてはならない。

また乙及び丙は、この契約の下請負若しくは受託をさせた者(以下「下請負人等」という。)又は保証人が、契約履行期間中に入札等除外措置を受けた場合又は要綱別表各号の措置要件に該当すると認められた場合は、速やかに下請負人等との契約を解除し、又は保証人の変更をしなければならない。

(3) 乙及び丙は、この契約の履行にあたり暴力団員等から工事妨害等の不当介入又は下請参入等の不当要求(以下「不当介入」という。)を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長(以下「監督職員等」という。)へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また乙及び丙は、下請負人等が暴力団員等から不当介入を受けたときは、当該下請人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。これらを怠った場合には、指名停止措置を行うことがある。

- (4) 乙及び丙は(3)に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (5) 甲及び乙及び丙は、暴力団員等からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。